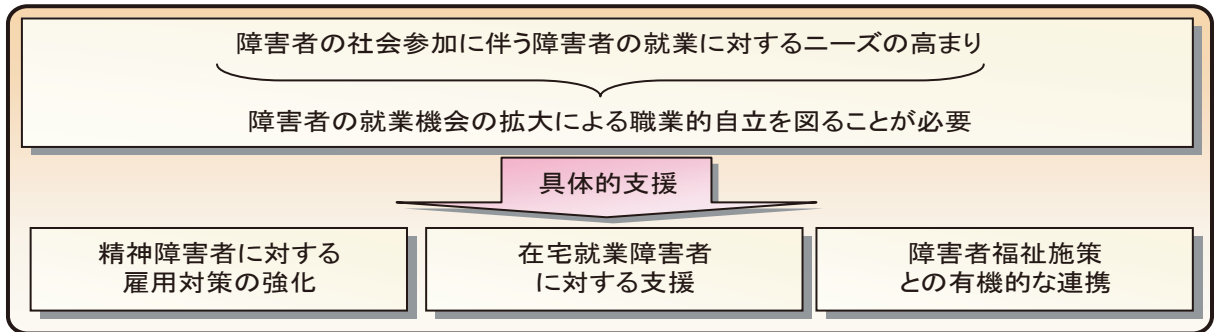


# Q&A 障害者雇用についてよくあるご質問



4月から法律が変わるそうですが、どこが変わるのですか？

簡単に言うと、今まで雇用率制度や雇用納付金制度の対象外であった精神障害者や在宅就業障害者が制度の対象となります。また、障害保健福祉施策と連携を図りながら一般雇用への移行を促進します。



現行制度	改正案
$\text{実雇用率} = \frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$	$\frac{\text{雇用する身体障害者・知的障害者の数} + \text{雇用する精神障害者の数}}{\text{雇用する常用労働者の数}}$
在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)は雇用率制度及び雇用納付金制度の対象とならない	在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)は雇用率制度及び雇用納付金制度の対象となる
授産施設・作業所等	段階的に移行 ・就労移行支援事業 ・就労継続支援事業 等

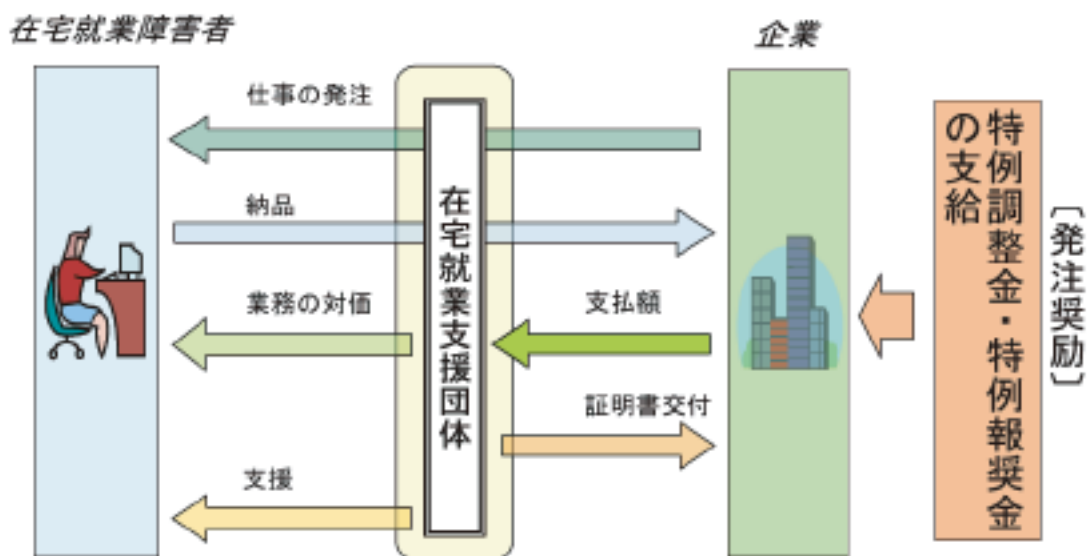


在宅勤務をしてもらうには、どこに申し込めばよいのですか？

在宅就業支援団体\*を介して在宅就業障害者に仕事を発注できます。この場合も、特例調整金・特例報奨金は支給されます。対象となる仕事は、ホームページ作成等のIT関連の業務の提供のほか、物品の製造・サービスの提供等の業務です。

\*在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人

<在宅就業支援イメージ図> (平成18年4月1日から)



バーチャルメディア工房ぎふは、障害者雇用納付制度の対象となる、在宅就業支援団体への登録を厚生労働大臣に申請する予定です。